2025.7.14 農地課

農地利用最適化推進委員

農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律施行令	農業委員会等に関する法律施行規則
（農地利用最適化推進委員の委嘱） 第十七条　農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。 一　第三条第五項の政令で定める市町村 二　農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることその他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村 2　農業委員会は、前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。 3　推進委員は、第七条第一項の指針に従つて、前項の規定により農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行わなければならない。 4　推進委員は、その活動を行うに当たつては、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携に努めなければならない。 （手書き：調整区域） 5　第一項ただし書の規定により推進委員を委嘱しないこととした農業委員会は、第六条第二項に規定する事務について、各委員が担当する区域を定めなければならない。	（農業委員会が推進委員を委嘱しないことができる市町村） 第七条　法第十七条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する市町村であることとする。 一　当該市町村の区域内の農地法第三十二条第一項各号のいずれかに該当する農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が百分の一以下であること。 二　当該市町村の区域内において認定農業者その他農林水産省令で定める者がその耕作の事業に供している農地の面積の当該市町村の区域内の農地面積に対する割合が百分の七十以上であること。 2　農林水産大臣は、前項各号のいずれにも該当する市町村を公告しなければならない。 ・農地利用集積化仕事 ・農地の内35%が調整区域 ・農業委員の半分を認定農業者を目標、女性を1/3	（農業委員会等に関する法律施行令第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者） 第十条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号。次条において「令」という。）第七条第一項第二号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　認定就農者 二　基本構想水準到達者 三　農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体 四　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第四項第一号ハに規定する組織
第十八条　推進委員は、非常勤とする。 2　推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。 3　前項の定数の変更は、推進委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。 4　第八条第四項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。 5　推進委員は、委員と兼ねることができない。	（農業委員会の推進委員の定数の基準） 第八条　法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）以下であることとする。 2　前項の規定にかかわらず、農業委員会の区域内の地勢等の地理的条件その他の状況が、農地等の利用の最適化の推進が困難なものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合には、当該農業委員会の推進委員の定数は、同項に規定する数にその数を限度として農地等の利用の最適化の推進の状況を勘案して市町村が必要と認める数を加えて得た数の範囲内で定めることができる。	（推進委員の定数の基準の特例に係る要件） 第十条の二　令第八条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 （手書き：農地ちょっとがある等特性がある） 一　農業委員会の区域について、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令（平成五年政令第三百十五号）第一条第一項第一号に掲げる要件に該当すること。 二　その区域内に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域を含む農業委員会にあつては、区域内の総土地面積のうち農地面積の占める比率が百分の十五未満であり、農地がその区域内に著しく散在していると認められること。

施行 R8.7.17～

→ 144平方km
約3%程度